

建設発生土の受入れ地募集について（募集期間延長）

1. 募集趣旨

- 宗像市では、市発注の造成工事に伴い発生する建設発生土の有効活用を図るため、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方の所有地等を受入れ地として募集します。

2. 応募要件

- 応募できる方

下記の期間・場所で受取り可能で、埋立等の土地造成等を予定している土地を所有あるいは貸借されている方（借主）。

① 【建設発生土受取期間】 令和4年6月上旬頃から令和4年12月下旬頃

② 【建設発生土受取場所】 宗像市赤間文教町（福岡教育大学敷地内）

※別紙1（位置図）参照

なお、土地所有者あるいは土地貸借者（借主）が暴力団員又は暴力団員が実質的に経営を支配する会社等でないこと。

- 受取りの要件

① 受取希望総土量が300立方メートル程度以上であること。

② ダンプトラック（10t車程度まで）で土砂の受取りができること。（積み込みは、原則、市で実施。）

③ 発生土の受取・運搬・その後の管理における関係法律や条例等における必要な手続きが完了、或いは受け取り迄に手続き完了見込であること。

3. 受付期間及び方法

- 令和4年4月26日（火）～ 令和4年12月12日（月）

※受付期間内であっても建設発生土がなくなった時点で受付を終了します。

- 必要書類を郵送又は持込にて下記事務局へ提出してください。

※郵送の場合は当日消印有効。持込の場合は土曜、日曜、祝日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時迄です。

4. 応募手続

- 必要書類

① 建設発生土受入申込書（別紙2）

② 暴力団関係者排除に係る誓約書（別紙3）

③ 受入れ地の位置図（経路、運搬距離含む）

④ 埋立等の許可証の写し（申請中の場合は、申請書の写し等）

⑤ 埋立等計画図（平面図、縦断図、横断図等）

⑥ 土地所有の権利関係が確認できる書類（字図、登記簿謄本の写し等）

⑦ 土地所有者の同意書（借地の場合）

⑧ 本人確認ができる書類の写し（運転免許証、健康保険証など）

⑨ その他市長が必要と認める書類

- 応募手続の留意事項
 - ① 申込みに要する費用は、すべて申込者の負担とします。
 - ② 必要書類の提出部数は1部とし、受理後は返却いたしません。
 - ③ 必要に応じてその他の書類の提出を求める場合があります。
 - ④ 今回の公募に関して知り得た個人情報は、公募の目的以外には使用しません。

- 搬出先の選定
 - ① 受入れ地については、原則、申し込みをいただいた順に、土地の形状、周辺の状態、関係法令等について調査・確認を行い、事業の効率性等も総合的に検討し、選定いたします。必ず選定されるわけではありません。

- その他の留意事項
 - ① 建設発生土の受取日は受取者と調整のうえ決定します。
 - ② 発生土に関する土質的条件等は指定できません。なお、受け取り前に、受け取る発生土に産業廃棄物等が混入していないことを市・受取者の双方で確認いたします。
 - ③ 受取後の発生土の運搬・管理については、受取者の責任において行って頂きます。当該土砂が第三者に影響を及ぼしたときは、受取者がその損害を賠償するものとなります。市は一切の責任を負いません。
 - ④ 受入れ地の選定後、他の公共事業から建設発生土搬入の要請があった場合、公共事業への搬出を最優先とするため、当初の予定土量を保証することができない場合があります。
 - ⑤ 搬入路の確保は受取者が行ってください。その際、用地買収及び借地契約が必要な場合は、申込者が行ってください。
 - ⑥ 搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出したりすることはできません。
 - ⑦ 受け取りに際しては、残土の受入れや運搬車の走行等について、周辺地域への配慮（安全対策、周知、騒音等への対策）をお願いいたします。苦情・問い合わせがあった場合は、誠意を持って対処してください。市は一切の責任を負いません。
 - ⑧ 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。
 - ⑨ 受取者が上記応募要件及び留意事項に反した場合、市は発生土の提供を即時中止する場合があります。
 - ⑩ その他詳細は、双方協議の上、覚書（参考資料）を締結します。

5. 事務局（問い合わせ及び提出先）

- ① 宗像市教育委員会 教育子ども部 教育政策課 学校整備プロジェクト室
- ② 〒811-3492 福岡県宗像市東郷1丁目1番1号
- ③ TEL：0940-36-9610 FAX：0940-37-1525
- ④ E-mail：gakkoseibi@city.munakata.lg.jp
- ⑤ （担当：永島、角脇（内線363））